

## 敬老乗車証制度の今後の基本的な枠組み（案2） ～より利用実態に応じた高齢者の社会活動を支援するために～

### ポイント

#### 1 事業趣旨や利用ニーズに沿った乗車券の設定

- 1 階部分を【基本プラン】（1乗車当たり一定額を負担）と【社会参加促進対策】（月数回程度乗車可能な回数券の無償交付等）で構成し、70歳以上の希望者全員を対象とする。
- 2 階部分を【高頻度利用者プラン】（定期券の購入額の減額）とし、利用頻度に応じて自由に選択できるものとする。
- 上記に、【低所得者対策】（回数券無償交付枚数の増等）を組み合わせる。

#### 2 民営バス路線への対応

- 1 は、民営バス路線にも対応するものとする。（現制度の対象外で制度拡大の要望を受けている路線への拡大も検討）

#### 3 財政

- 現行の京都市の負担水準を将来的に維持しつつ、1 階、2 階部分及び低所得者対策、並びに民営バス路線への適用範囲の詳細を検討する。

※ 基本プランの実施に当たり、ICカードの早期導入を検討する。

2  
階  
部  
分

※ 基本プランで  
足りる場合は、  
2 階部分は不要

#### 【高頻度利用者プラン】

定期券の購入額を減額  
(例：半額程度等)

2 階部分は自由  
に選択できる。

1  
階  
部  
分

#### 【基本プラン】

1 乗車当たり一定額を負担  
(例：1 乗車当たり 100 円等)

#### 【社会参加促進対策】

(例：月数回乗車可能な回数券の無償交付等)

1 階部分は 70 歳  
以上の希望者全員  
を対象

#### 【低所得者対策】

(例：回数券無償交付枚数  
の増等)